2017 年 6 月 15 日

今年 2 月に「デンジャラスくん通信 1 号」を発行して以来、ひさびさのデンジャラスくん登場です。

この間、2 月に**市民の会第 1 回総会と「老朽原発にレッドカードを！名古屋も危ない 2.19 集会」**、口頭弁論が 2 回、「日本と再生」上映会、高浜 4 号機再稼動抗議アクションを行いました。また、ミニ勉強会 TOOLD カフェも始まっています。裁判を取り巻く情勢も大きく動きました。「デンジャラスくん通信 2 号」で、まとめてお知らせしましょう。

【総会と集会】2/19 市民の会 第 1 回総会 続いて 老朽原発にレッドカードを！名古屋も危ない 2.19 集会

私たち老朽原発訴訟を支える「市民の会」は、昨年 4 月に設立以来最初の総会を 2 月 19 日午前に開きました。つづいて午後は、川口真由美さんの歌、中嶌哲演さんのお話を聞きました。イーブルなごや 3 階ホールほぼいっぱいの参加者は、訴訟勝利への熱い思いを新たにしました。

☆ 市民の会の総会に先立って、弁護団長の北村栄弁護士が、全国の脱原発弁護団の交流の中で、「名古屋で行政訴訟をやってくれ」と言われたときのとまどい、若手弁護士が 3 人手を上げてくれて訴訟を始める決意をしたことなどを語りました。藤川弁護団事務局長は、高浜 3・4 号機の仮処分の下りた記念すべき 4 月 14 日に提訴するために、弁護団事務局が原告募集から裁判費用集めに奔走したことなどを話しました。そして、その提訴した夜に熊本で大地震が起きたのでした。

☆ 市民の会の総会では、2 月 9 日頃会員の皆様にお送りした総会の議案書に基づき審議を行い、これまでの活動報告・収支報告ののち、今年の活動方針と予算が報告され承認されました。

＊今期の裁判手続きに必要な印紙代、書面のコピー・資料代、報告集会の会場費等は弁護団事務局の会計から支出しています。4 月 14 日以前の弁護団への収入は弁護団事務局が管理しているからです。

＊繰越金が多く見えますが、昨年は口頭弁論 2 回分　しか賄っておらず、弁護団の交通費など実費をほとんど支援していません。また、裁判所へ納入するための「原告費用」も含まれています。「デンジャラスくん通信 1 号」でお知らせしたように、裁判実費だけで 500 万円以上かかると言われています。

HP の「デンジャラスくん通信 1 号」をご参照ください。

今年は、無報酬で闘っている弁護団に、市民の会から実費の一部だけでも支援しようと約 200 万円の支援を計画しています。

これが実現できるように、市民の会として、会費・カンパ・事業収入を増やそうと話し合いました。

【2016 年度市民の会活動収支報告】
（2016/4/14～2016/12/31）

収入（円）		支出（円）	
原告費用	360,000	会議施設代	2,400
会費	342,000	コピー代	88,456
カンパ	722,591	通信費	78,488
物販売上	72,850	弁護団交通費	2,160
借受金	200,000	事務用品費	13,947
その他 (預金利息)	1	雑費	44,582
収入合計	1,697,442	支出合計	230,033
		繰越金	1,467,409

☆ 会の名称を「高浜原発 40 年廃炉・名古屋行政訴訟を支える市民の会」から**「老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会」に変更することを決定**しました。高浜 1・2 号機だけでなく美浜 3 号機の延命許認可に対して訴訟することになったからです。また、草地妙子・茶畑和也の 2 人の共同代表の他、事務局メンバーが正式に選任されました。

☆ 午後の「老朽原発にレッドカードを！名古屋も危ない 2.19 集会」では、京都から川口真由美さんが力強い歌声で参加者の胸を熱くしました。続いて、福井県小浜市の中嶌哲演（なかじま てつえん）さん（明通寺住職）が福井県で原発建設に反対してどのように運動してきたかを語りました。芦浜原発・海山原発の建設を阻止した三重県からの参加者が「経験を伝える活動を行っている」と話し、会場から拍手を受け、訴訟勝利への熱気とともに集会は幕を閉じました。

【報告】3/30 美浜 3 号機廃炉訴訟 第 1 回口頭弁論

3 月 30 日、美浜 3 号機の延長認可取消を求める訴訟の第１回口頭弁論が、名古屋地裁で行われました。裁判前にはミニ集会、入廷行進も行いました。

法廷の傍聴席は、当初空席がありましたが、その後満席になりました。この美浜 3 号機訴訟でも、関電から訴訟参加の申し立てがあり認められました。関電社員らしき約 10 名も傍聴していました。

松下照幸さん

元美浜町議の原告・松下照幸さんが、「原発が誘致された当時は負の側面を知らなかったが、近くに住む関電社員の若者が大阪の関電病院で「白血病で亡くなった」ことを知り、ようやく原発に疑問を感じるようになった。

美浜原発では何度も事故があり、2004 年には 3 号機が 11 人の死傷者を出す配管破断事故を起こしたが、誰も実質的な責任を負うことはなかった。そのわずか 7 年後に福島原発事故。私はショックで半年間、文章を書けない状況が続いた。避難支援の法整備はされているのか。避難訓練は一部の動員でスムーズに移動し、再稼働のための避難訓練ではないか。私の連れ合いは持病もあり、逃げないと宣言している。生まれた土地で静かに暮らしたいというささやかな希望が再稼働で失われようとしている」と切実な思いを陳述しました。

弁護士 1 年目の鈴木亮平弁護士は、熊本地震のように大きな揺れが複数回発生する可能性が考慮されていない問題を追求しました。

配管などの疲労を評価する累積疲労係数は 1 を超えてはいけないのですが、主給水系配管は、1 回の基準地震動で既にぎりぎりの 0.934 になります。もう一度、大きく揺れたらどうなるのでしょう！　また、格納容器の伸縮式配管貫通部は、30 年目より 40 年目の方が疲労していないことになっています？！　明らかにおかしいです！

もう 1 人、弁護士 1 年目の都築さやか弁護士は、蒸気発生器の耐震評価に不正の疑いがあると述べました。蒸気発生器の伝熱管が地震の揺れで生じる力の評価基準値（許容値）は、先に認可された川内 1 号、伊方 3 号、高浜 1・2 号では全て 481 メガパスカルですが、美浜 3 号だけは 539 メガパスカルとなっていて、極めて不自然！　建設時 405 ガルだった基準地震動が、新規制基準により 993 ガルまで、2.5 倍に引き上げられたので許容値を満たすことができず、昔のゆるい規格を採用したのではないか？　厳しく改訂された平成 17 年の新規格ではなく、昭和 59 年の旧規格を使ってよいとする規制委の言い分は、合理性を欠き、国民の生命を重視していないと追及しました。

最後に、弁護士 2 年目の兼村知孝弁護士が、火山の影響評価の問題について説明しました。兼村弁護士は 63 枚にも及ぶ大作スライド資料を用意しましたが、今回も裁判所は上映を認めませんでした。

兼村弁護士が予定の時間を超過したので、裁判長から「せっかく説明するならゆとりを持って説明してもらった方がありがたい」と言われました。それならもっと弁論の時間とプロジェクター使用を認めて欲しいものです。兼村弁護士のプレゼンは、後述「**【解説】火山のリスク、過小評価にもほどがある！　TOOLD カフェで兼村弁護士が、5/17 法廷で中野弁護士が訴えた**」をご覧ください。準備書面やスライド資料は HP でぜひお読みください。

報告集会では、「古いのを動かしたら危ないというのは原発賛成の人でも巻き込める。放射能が金属に与える影響、金属疲労などをもっとクローズアップする方が良いのではないか」という意見が出ました。それに対し、弁護団からは、「老朽化チーム」を作って、専門家らの助言を受けながら、いま書面の作成に鋭意努力しているところとの説明がありました。

美浜 3 号機の訴訟は、4 月 5 日に 2 次原告 70 名が提訴し、1 次と合わせて原告数 73 名となりました。

次回から 2 次原告も併合されています。

【報告】上映会「日本と再生」と、飯田哲也さん講演会

4 月 8 日にドキュメンタリー映画「日本と再生---風と光のギガワット作戦」の上映会と、飯田哲也さんの講演会を行いました。延べ 230 人の方に来場いただきました。

映画は、全国で原発差し止め訴訟を繰り広げてきた弁護士・河合弘之さんが、環境エネルギー政策研究所（ISEP）所長の飯田哲也さんと二人で、自然エネルギーの最前線で挑戦する人々を訪ねた記録です。

世界では自然エネルギーが急速に普及している、原発と化石燃料をゼロにすることは難しくないと確信したとの感想が聞かれました。

映画で使われた数々の説得力のあるデータが映画のパンフレットに掲載されています。

【報告】5/17(水)名古屋地裁は支援者であふれた 高浜 1･2 号機第 4 回＋美浜 3 号機第 2 回口頭弁論

5 月 17 日（水）、午前が高浜 1・2 号機、午後が美浜 3 号機の口頭弁論となりました。午前午後ともたくさんの方が集まってくださり、傍聴席は満席となりました。10 時 20 分頃から、名古屋地裁の西側でミニ集会を行ったのち、11 時から高浜原発 1.2 号機第 4 回口頭弁論が行われました。

☆ **高浜 1.2 号機 第 4 回口頭弁論**

3/30 の美浜 3 号機口頭弁論で、兼村弁護士が火山についての陳述を行いましたが、内容の濃さに対して割り当てた時間がタイトすぎたため、今回の高浜 1. 2 号機第 4 回口頭弁論では 40 分の時間をとり、中野宏典弁護士がウィットも交えて、火山のリスクについて説明をしました。今回も中野弁護士が 42 枚ものスライドを準備しましたが、裁判長は上映を認めませんでした。ところで午後になって、被告・国側弁護士は、中野弁護士の弁論について、アドリブを加えたり、準備書面の内容以外を述べたりしないように要請してきました。これに対し、藤川事務局長は落ち着いて、次回準備書面として盛り込む予定である旨裁判長に伝え、中野弁護士も、報告集会の場でこの要請の誤りを解説しました。裁判とはそもそも弁論主義です。すなわち、法廷の場で述べられた内容が正式です。準備書面は、弁論をすべて速記できないから提出される、補完的なものです。また、中野弁護士は、当期日の前日に開かれていた規制委員会の火山検討チームの最新の議論に言及しましたが、次回の準備書面に盛り込むことを予告してのことですから問題はないはずです。

☆ **美浜 3 号機 第 2 回口頭弁論**

昼休みを挟んで、13 時頃ミニ集会のあと、13 時 30 分から美浜 3 号機第 2 回口頭弁論でした。まず、2 次原告の兼松秀代さんが陳述し、美浜原発から 70km 離れている岐阜市に住んでいるが、一端、事故になれば、放射性物質の飛来による被害を受けることが、岐阜県のシミュレーションでも、市民の風船を飛ばした実験でも示されたことを話しました。

もう 1 人意見陳述した原告の平山晶士さん（愛知県重度障害者の生活をよくする会会長）は、自ら冒頭、代理人の小島弁護士に陳述書を代読してもらうことを告げました。障害者のように自力で避難できない人は、屋内退避の指示が出た時点で、事前避難をするように求められているのに、福島事故のとき、多くの障害者は避難できなかったこと、一方、避難したが途中の過酷な環境の中で症状が悪化したり、亡くなった方々がいることが述べられました。

最後に、井戸謙一弁護士が、高浜 3,4 号機を差し止めていた仮処分を大阪高裁が取り消したことについて、大阪高裁決定は、福島原発震災前の司法判断に逆戻りしたかのようで、伊方最高裁判決の趣旨にも反し、新規制基準の不合理性について全面的に住民側に立証責任を課した最悪のものであると断じました。

大阪高裁は、「規制委員会がそう説明している」から正しいとし、住民側が関電の提出した証拠では事実認定できないと言っているのに、関電に証拠を示させることなく関電の主張を認定していることについて井戸弁護士は、大阪高裁裁判官は論理的に破綻していると批判し、当裁判ではこれを他山の石として審理に臨んで欲しいと述べました。

被告側代理人（2017. 5/17）

☆ **報告集会**

高浜 1, 2 号機と美浜 3 号機の両方の口頭弁論が終わったあと、記者会見に続いて報告集会が開かれました。身体障害者の平山晶士さんの意見陳述を代読してもらった経緯について、平山さんと藤川弁護士から説明があり、参加者は「自力で避難できない人が大変な苦労をすることになる原発事故を何としても防がなければならない」と心を新たにしました。会場からの質問の一つは、原発を動かすことは将来の世代に放射性廃棄物を残すことになるから、現世代の責任を裁判でも訴えられないかというものでした。これに対して井戸弁護士が、法律は現在、不利益を蒙っている人が訴えることしか想定しておらず、将来の世代の不利益を理由にすることは難しいが、考えていると答えました。また、老朽原発である東海第二の訴訟を闘っている披田信一郎さんが茨城県から駆け付けてくれ、報告集会で茨城の現状を報告してくださいました。全国の仲間と連帯して、日本から原発をなくしたいですね！

次回以降の期日は、以下の予定です。

9 月 6 日（水）
11:00～ 高浜 1. 2 号 第 5 回 口頭弁論
13:30～ 美浜 3 号 第 3 回 口頭弁論

12 月 6 日（水）
11:00～ 高浜 1. 2 号 第 6 回 口頭弁論
13:30～ 美浜 3 号 第 4 回 口頭弁論

【アクション】 高浜 4 号機、再稼働に抗議しました

高浜 3,4 号機を差し止めていた仮処分を、大阪高裁が翻しました。この決定を井戸弁護士が、美浜 3 号機訴訟の法廷で批判したことをすでに書きました。また、かつて差止め仮処分を申し立てた福井県民 2 人が、5 月 15 日に再び差止め仮処分を申し立てました。しかし関電は、5 月 17 日午後 5 時ごろ、高浜 4 号機の燃料制御棒を抜き、再稼働してしまいました。この日裁判の日程を終えた後、私たちも名古屋駅東口に集まって、地元福井や石川、岐阜、関東の原告たちと一緒に高浜 4 号機の再稼動に抗議する街頭宣伝を行い、名駅を通る多くの人々に、高浜

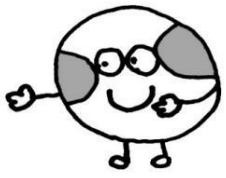

3、4 号機は MOX 燃料を使う危険なプルサーマル炉であること、電気は余っていて原発の電気は不要なことなどを訴えました。

残念ながら、その後 3 号機も、多くの反対の声を押し切って 6 月 6 日に起動、9 日に発電を開始しています。

【もう 1 年経ちます】

6/20 認可が下りた日に街頭で訴えます

高浜 1・2 号機の延長認可から 1 年ということで、街頭宣伝を行います。月日はあっという間に経ってしまいます。街頭に出て、改めて老朽原発の危険性や国の審査のずさんさ等を市民に訴え、この裁判に注目してもらうように呼びかけましょう。

とき　6 月 20 日（火）18 時-19 時

場所　名古屋駅東口交番前

【解説】火山のリスク、過小評価にもほどがある！

5/10 TOOLD カフェで兼村弁護士が、

5/17 法廷で中野弁護士が訴えた。

＜噴煙を上げる桜島＞

火山は怖い！地震で滅びた国はないけど、火山の噴火で滅亡した国はいくつもあります！九州電力が火山噴火が予知できるとして川内原発を再稼動しようとしたとき、市民や火山学者から多くの批判が出て、川内原発再稼動のあと、規制委員会も「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム」（火山活動モニタリング検討チーム）を作らざるを得なくなりました。そして、美浜原発 3 号機のパブコメに寄せられた声が発端で、火山灰などが問題になりました。規制委員会は「降下火砕物の影響評価に関する検討チーム」（降下火砕物検討チーム）を作って、火山リスクを審査せざるを得なくなりました。

市民の会では、5/10 ミニ勉強会「TOOLD カフェ」第 1 回を開いて、美浜 3 号機訴訟第 1 回期日に火山の影響について陳述した兼村知孝弁護士に解説してもらいました。また、5/17 高浜 1,2 号機訴訟第 4 回期日で、中野宏典弁護士が、火山の問題の中でも特に、火山灰の大気濃度が著しく過小評価されていることを指摘しました。

火山の問題のポイントは 2 つです。

(1) 火山灰の積もる厚さが過小評価！

(2) 火山灰の大気中濃度も過小評価！

まず、(1) **火山灰の積もる厚さが過小評価！**から解説しましょう。

関電と規制委員会は、大山（だいせん　鳥取県）や姶良（あいら　鹿児島県）について、いずれも過去に敷地に大量の火山灰を積もらせた大規模な噴火は起こる可能性が小さいから考慮しなくてよい（小さい噴火だけ考慮すればよい）としています。

しかし、大規模噴火が起こらないという根拠自体恣意的なもので、姶良については 20cm 以上、大山については風向きによって 50cm 以上積もる可能性もあります。

★降灰の厚さ 10cm?! 関電も元々は 20cm を想定していたくせに！

関電は、2013 年の時点では、最大 20cm を想定していましたが（大飯 3・4 と高浜 3・4 設置変更許可申請書）、2014 年に姶良の噴火可能性は低いから最大 10cm 想定で十分としました（高浜 3・4 設置変更許可申請書）。突然噴火の可能性が小さくなったとでもいうのでしょうか。

★噴火の可能性が小さいなんて、予知できるの?!

規制委員会が原発の安全審査の際のガイドラインの一つとしている「火山ガイド」は、「階段ダイヤグラム」というグラフを作って、将来の火山噴火の活動可能性を考える指標にするよう求めています。縦軸に噴出量、横軸に年代を取って、過去に起こった数々の噴火の時期と規模から、終息傾向があるかどうかなどをみるわけです。しかし、これだけを根拠に安易に活動可能性を否定することは科学的に困難です。

関電は、九電の行った評価を鵜呑みにして姶良の活動可能性を否定していますが、その九電の行った評価は、福岡高裁宮崎支部の決定によって不合理と指摘されています。にもかかわらず、関電は、自らは階段ダイヤグラムすら作らず、九電の主張をそのまま使って、姶良の巨大噴火の可能性は低いと言っています。あり得ないです！

★大山は、大噴火の可能性が低いから考慮しなくていい?!

関電の作った大山の階段ダイヤグラムでは、30 万年以上大きな噴火がなく、約 5 万年前に起こった大山倉吉噴火という噴火は、突然大噴火した特異なケースだから、原発稼働中に起こる可能性は小さいというのです。これに対して、産業科学総合研究所の山元孝広氏は、灰が蓄積した順序が関電が想定したものと異なっていて、階段ダイヤグラムが間違っていること、火山灰の堆積量を小さく見積もっていることなどを根拠として、大山倉吉噴火は例外的な噴火ではなく、10 万年前ころから大山の活動が活発になる中で起こったものだと指摘しました。大噴火の可能性は決して小さくないのです。

★遠いから飛んでこない?! いやいや風向きによっては!!!

では、大山倉吉噴火と同規模の噴火が起こった場合、本件原発にどのくらいの火山灰が到達し得るのでしょうか。

関電が参考にした文献によると、大山倉吉噴火の際の敦賀半島付近での降灰は最大 20cm ですが、風向きがわずかに南にずれるだけで 50cm の降灰が予想されます。山元氏のシミュレーションでも 50cm 以上という結果が出ています。

(2) 火山灰の大気中濃度も過小評価！

次に、火山灰の大気中濃度を見ましょう。この濃度が高くなると、非常用発電機の吸気フィルタなどが目詰まりしやすくなります。関電の想定は最大 3.241mg/㎥、大丈夫でしょうか？

★3.241mg/㎥エイヤヒャトラ数値は、規制委もダメと認めた！

アイスランドのエイヤヒャトラ氷河噴火のときの大気中の火砕物の濃度 3.241mg/㎥、これに対して、昨年 10 月、規制委員会は各電力会社に、アメリカのセントヘレンズの 33.4mg/㎥を想定するように求めました。伊方広島判決でもセントヘレンズ数値が「相当」だとしました。

★ 33.4mg/㎥セントヘレンズ数値も過小！

セントヘレンズ数値は、火山灰が 0.8cm しか積もらなかった場合の大気中濃度です。高浜では 10cm 積もる想定なのですから、濃度は 10 倍以上を想定するべきです。

さらに、セントヘレンズ数値は、小さな粒子だけ計ったものです。フィルターの目詰まりを想定する際、当然、全火山灰を考慮しなければなりません。さらにさらに、この数値は、機械が計れる最高値、実際はもっと大きいかもしれないのです。国立保健医療科学院の石峯康浩氏は、大気中濃度は桁で大きい、すなわち 10 倍以上は大きいだろうと述べています。

山元氏もセントヘレンズ数値が全うかどうか、シミュレーションすれば分かるのに、しないでセントヘレンズ数値を安全審査に用いるべきではないと述べていますが、まったく当然ではありませんか？！

ということで、セントヘレンズで 0.8cm 積もった場所で大気中濃度が 33.4mg/㎥なら（本当はもっと大きいでしょうが）、15cm 積もる場所の濃度は 600mg/㎥と規制庁自身が計算しています。

私たち原告は、電力中央研究所（電中研）の報告にある 1000mg/㎥を、下回る想定はしてはならないと主張します。山元氏は、1000mg/㎥を超える噴火はよく起こると述べています。規制庁が例示的に計算した数値は、堆積量 15cm・24 時間降ったと仮定すると 2000-4000mg/㎥です。7000mg/㎥という計算すらあります。

★3.241mg/㎥はとんでもない過小評価！

当初の推定 3.241mg/㎥は、規制庁計算の 7000mg/㎥の 2000 分の１です。セントヘレンズ数値 33.4mg/㎥も 200 分の１という途方もない過小評価だったのです。

関電は、セントヘレンズ数値で、フィルター目詰まりまで 2 時間半としていますが、大気中濃度は少なくとも 1000mg/㎥を想定するべきで、そうすると、わずか数分でフィルターは目詰まりを起こします。フィルターの交換作業は 1 時間でできると関電は言っていますが、山元氏は、もう灰が入ったらお終い、フィルター交換などできないと述べています。そのとおりでしょう。

★準備書面やスライド資料は、HP でご覧ください。

Ⅱ-2-ⅳ 階段ダイヤグラムの比較と考察

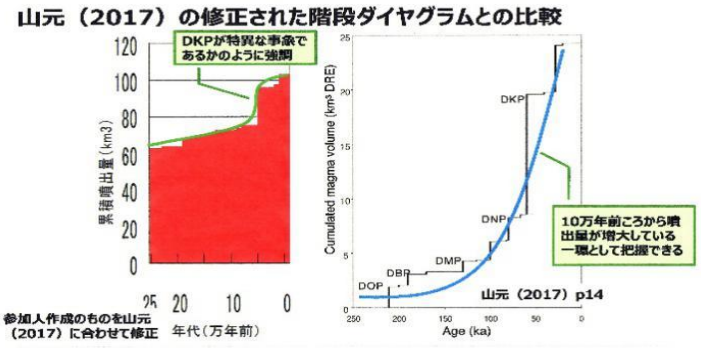

美浜 3 号機 訴訟準備書面 (4) 同 スライド
（火山に関する設置許可基準規則違反）

高浜 1.2 号機 訴訟準備書面 (9) 同 スライド
（火山に関する設置許可基準規則違反）

高浜 1.2 号機 訴訟準備書面 (10) 同 スライド
（火山事象のうち、降下火砕物による影響評価に関する補充書面）

【ご案内】7/11(火)TOOLD カフェ(ミニ学習会)第 2 回
「原発の圧力容器の脆化と予測式ってなんだ？！」

大好評！TOOLD カフェの第 2 回は、老朽原発の最大の問題、圧力容器がどれだけ脆（もろ）くなっているか、動画を見ながらみんなで勉強します。信じられないことに、その計算式には単純な間違いがあるのに、放置したまま今も使われ続けているのです！！

と き：7 月 11 日（火）18:30～21:00
ところ：名古屋市市民活動推進センター 集会室
ナディアパーク 6 階
（地下鉄「矢場町」駅から徒歩 5 分）
資料代＆参加費：400 円（お茶 or コーヒー付）

＜教材動画＞

○後藤 政志 氏（元東芝、格納容器設計技術者）
「原子炉容器の照射脆化とは何か」

○小岩 昌宏 氏（東北大金属材料研究所を経て現在京大名誉教授）
「問われる研究者の倫理ー原子炉容器の脆化予測」

○井野 博満 氏（東大名誉教授）
「老朽化原発は稼働延長に耐えられるか？」

これらは、2015 年 4 月 9 日に行われた衆議院の院内集会「圧力容器の老朽化を問うー高浜 1.2 号機の稼働延長問題」での専門家の講義です。

いよいよ老朽原発訴訟の肝に入って行きます！

□――――――――――――――――――――――――――――

【次回期日】

9/6(水) 高浜 1,2 号第 5 回+美浜 3 号第 3 回

――――――――――――――――――――――――――――■

9/6 も午前・午後に渡る、長い一日になりますが、また傍聴席をいっぱいにしましょう！

＜予定スケジュール＞

10:20 頃 原告受付　プレ集会

10:40 頃 傍聴券抽選＊

11:00～　高浜原発 1.2 号機第 5 回口頭弁論(約 1 時間)

12:00 頃～ 報告集会無し。

昼休み（桜花の間もご利用いただけます）

13:00 頃 原告受付　プレ集会

13:10 頃 傍聴券抽選＊

13:30～　美浜 3 号機第 3 回口頭弁論（約 1 時間）

14:45 頃～ 記者会見＋報告集会 桜華会館(桜花の間)

15:45 頃 終了

＊傍聴に漏れた方へは桜華会館（桜花の間）で待機企画をご用意

□――――――――――――――――――――――――――――

【大詰め！】大飯原発 3、4 号機控訴審で

島崎邦彦氏が証言：基準地震動の過小評価の恐れ！

裁判所にハガキを出そう！証言を重視してください

――――――――――――――――――――――――――――■

大飯原発 3、4 号機控訴審が大きな山場を迎えています。

4 月に元規制委員会委員長代理の島崎邦彦氏が証言しました。（後述参照）内藤正之裁判長も「2 審で最も重要な証人尋問になる」と述べた証言です。

しかし、このような控訴審中にもかかわらず、規制委は基準地震動を見直さず、5 月 24 日、大飯 3.4 号機が新規制基準に適合とするとした審査書を決定しました。基準地震動も火山灰の厚さや濃度の想定も過小評価のままです。しかも、関電は、老朽大飯原発 1.2 号機についても準備ができ次第、再稼働の申請をする方針を明らかにしているのです。

大飯原発 3、4 号機は、2014 年に 1 審の福井地裁が運転を再開しないよう命じました。これに対して、関西電力などが控訴した控訴審で、原告側の求めに応じて、島崎氏が重大な証言をしました。法廷後、原告側の島田弁護団長は「原発の安全性についての推進側の論拠が脆くも崩れさった歴史的な一日であった。」と述べました。

◆島崎元委員の歴史的な証言は、関電の採用した計算式では、基準地震動が過小評価される恐れがある、大飯原発を再稼動すべきでないという明快なものでした。**法廷後の報告会で、大阪府立大学の長沢啓行名誉教授がこの内容を解説しました。**

耐震設計する際、原発にもっとも影響を与える震源断層から最大の揺れの大きさを推定します。それを基準地震動と言います。その計算方式（レシピ）は 2 種類あります。国土地理院は熊本地震のあと、2 つの震源断層モデルを出しました。

(1) 地表で検知できる変形などの情報から判断した震源断層モデル。つまり地下では均質な滑りが起こると仮定したモデルです。これに対して、（2）すでに起こった地震観測記録、地表の変動、遠いところで観測された地震の記録などを合わせて、地下の滑りの分布を推定し、それをもとに求めた震源断層モデル。（2）は（1）に比べて長さも幅も 2 倍になります。

実際に観測された地震規模のデータをレシピに当てはめてみると、（1）の均質な断層モデルの場合、武村式、島崎式あるいは地震研究調査推進本部（地震本部）の言うところのレシピ「イ」である松田式で計算するとよく整合します。（2）のモデルでは地震本部のレシピ「ア」入倉・三宅の式が整合します。まだ起きていない地震については、せいぜい（1）の均質な震源断層モデルでしか予測できません。

したがって、原発の基準地震動の計算には、レシピ「イ」の方法を使うべきです。それなのに、入倉・三宅式の「ア」で計算している関電は、地震の規模を過少評価しているのです。島崎氏は、改定された推本のレシピも「イ」を使うように指示しているのに、関電が従っていないと指摘しました。これに対して、関電は（1）（2）をごちゃまぜにして裁判官を混乱させる議論を仕掛けたり、「断層の長さを長めにして保守的に評価したからいいじゃないか」「関電は断層を詳細に調べている」といった反論をしました。

島崎氏は、断層を長く設定しても「均質」と仮定していることには変わりがないから、レシピ「イ」で計算をやり直すべきと主張、そのうえで「断層は海底の深さ 3 キロから 15 キロの範囲にあるというのに、関電は深さ 200 メートルから 300 メートルほどの浅い場所を調査したにすぎない」などと述べて、基準地震動を算出するためのデータが不十分だと指摘しました。

★ハガキ キャンペーンに参加を！

島崎証言により裁判が大きな山場を迎えたにもかかわらず、内藤裁判長は早くも次々回口頭弁論期日の 11 月 20 日に結審する可能性を否定しませんでした。そのため原告側の「福井から原発を止める裁判の会」は、この証言から得られた知見に基づく慎重な判断を求めるために、ハガキキャンペーンを始めました。次回 7 月 5 日の口頭弁論に臨み、6 月末までに裁判所にメッセージを送ります。島崎証言を取り入れた公正な審理を求める私たちの声を、ハガキで名古屋高裁金沢支部に届けましょう。

＊ハガキ（B5 サイズ）のデータは、**「福井から原発を止める裁判の会」の HP にあります**ので、お使いください。

http://adieunpp.com/index.html

＊キャンペーンについてのお問い合わせは下記まで。

「福井から原発を止める裁判の会」事務局

小野寺 和彦 090-6274-1662

または 奥出 春行 090-8265-2691

【損害賠償訴訟】

前橋地裁、避難者への国と東電の責任認める
名古屋地裁、6/16 に第 12 回口頭弁論

福島第１原発事故によって避難を余儀なくされ、被害を受けた人たちが全国各地で賠償請求訴訟を起こしていますが、3月17日、群馬訴訟の１審は「一部勝訴」となりました。前橋地裁は、国と東電の責任を認めて計約 3,900 万円の損害賠償を認める判決を言い渡したのです。津波の「予見は可能だった」、東電は「経済合理性を安全性に優先させた」と東電を強く批判しました。また、国は「行使すべき権限を行使しなかった」と国に対しても違法性を認定しました。司法の場ではっきりと国と東電の過失責任が認められた意義は大きいです。しかし、認定された被害額があまりにも低いことに疑問、不満が残されています。名古屋地裁でも、114 名の原告が闘っています。こちらも応援しましょう！

（電話）052-414-7338

（検索）→福島原発事故損害賠償愛知弁護団

【ニュース】お粗末な司法判断にもの申す、元裁判官

伊方原発３号機の運転差し止め仮処分について、広島地裁が住民側の申し立てを却下しました。この決定について、元裁判官で民事訴訟法研究者の瀬木比呂志氏は、「法律論として不合理で，論理的にも随所に破綻がみられ，民事訴訟法研究者として，また，元裁判官として，是認し難い。」と意見書を書きました。同じく伊方仮処分を争っている住民らが松山地裁に提出しました。詳しくは、脱原発弁護団全国連絡会の HP をご覧ください。

【大事故】 原子力機構「大洗センター」で

袋が破裂、放射性物質が散乱、５人が被爆！

茨城県にある原子力機構の「大洗研究開発センター」で６月６日午前、５人の作業員が燃料の貯蔵容器の点検をしていたところ、実験で使ったプルトニウムやウランを含む放射性物質の粉末が入った袋が破裂し５人の手袋や服が汚染されました。５人は、放射性物質の排出を促す薬剤投与などの治療を受けています。

現場の部屋の床には黒い粒が散乱していていることが分かり、プルトニウムなどが飛び散った可能性があると見られます。

５人のうち 50 代の男性職員は、肺から２万 2000 ベクレルのプルトニウム 239 が検出されたと発表されましたが、後日、放射線医学総合研究所で行った検査ではプルトニウムは検出されませんでした。しかしこれは、肺モニタの検出下限値が高いからという可能性があり、内部被曝がなかったことを示すものではないため、さらに調べるそうです。

原子力機構は、高速増殖炉もんじゅ（福井県敦賀市）や茨城県東海村の使用済み燃料再処理工場でも廃棄物の不適切な管理が発覚して、規制委員会の田中俊一委員長は「想像を絶する事態。コメントするのも嫌」などと再三にわたって苦言を呈していました。

TOOLD40 弁護士インタビュー（2017.0531）

一本勝ちを取りにいこう！
完全燃焼する弁護士・兼村知孝

兼村知孝さんは、昨年弁護士になったばかりの新人です。数ある弁護士事務所の中で、名古屋第一法律事務所を選んだ理由は、弁護団市民訴訟を自由にやらせてもらえるからですって。どういう意味？

企業や個人の代理人になる一般の訴訟と違って、市民運動のための弁護団市民訴訟は、直接収入につながるわけではない。でも、ただお金を稼ぐだけじゃなく、自分がおかしいと思ったことは、とことん突き詰める。粋じゃないですか！と語る兼村弁護士、粋ですね！

ところで、兼村さんは全国レベルの柔道家です。高校時代、インターハイ予選で敗れて虚無感に陥っていたとき、大学の学部を決めるために法廷に傍聴に行きました。法廷での厳粛で緊張感あるやり取りに感動して法学部を選んだそうです。

大学時代は、シドニーオープン柔道大会で日の丸を背負って戦ったり、全国大会に出場したりと柔道で完全燃焼しました。次は、弁護士として完全燃焼です。「今はどんな分野の事件も経験して成長したい」と兼村さんは言います。

そんな兼村さんですから、老朽訴訟での火山担当も、会議中、藤川弁護団事務局長と目が合い、「あっ、やってみる？」と気楽に頼まれました。

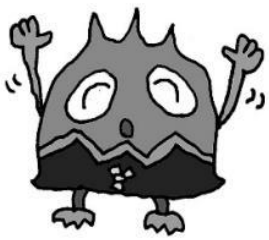

兼村弁護士は、「優勢勝ちではなく、一本勝ちを常に目指す」と言います。つまり、火山リスクも含め、誰が見ても間違いなく違法であることを証明し、裁判官も原告側の勝利と判決するしかないような、一本勝ちをするということ。

頑張りましょう！

【今後の日程】	
6 月 16 日 (金) 13:30～	愛知・岐阜 東電福島第一原発事故 損害賠償請求訴訟 第 12 回口頭弁論
6 月 20 日 (火) 18:00～	名古屋駅東口交番前 街頭宣伝
7 月 11 日 (火) 18:30～	TOOLD カフェ第 2 回 名古屋市市民活動推進センター 集会室
7 月 15 日 (土) 13:10～	愛知サマーセミナー「日本と再生」上映会 同朋学園高校（教室番号未定）
7 月 23 日 (日) 13:15～	愛知母親大会「日本と再生」 上映＋お話：露木洋司弁護士 ウィルあいち 3 階大会議室
9 月 6 日 (水) 11:00～	高浜 1.2 号 第 5 回 口頭弁論
同日 13:30～	美浜 3 号 第 3 回 口頭弁論
12 月 6 日 (水) 11:00～	高浜 1.2 号 第 6 回 口頭弁論
同日 13:30～	美浜 3 号 第 4 回 口頭弁論

【案内】デンジャラスくんのミニリーフをご活用ください

訴訟を応援するキャラクター「デンジャラスくん」が、原発の危険性や私たちにできることを親しみやすく、分かりやすく説明しています。HP からダウンロードできます。多数必要な方は、事務局までご連絡ください。

【お願い】2017 年度の会費納入をお願いします

皆様のご支援によって訴訟活動や訴訟の支援活動、広報活動を行うことができます。2017 年度も引き続きご支援をお願いします。

会費は 2,000 円/年です。原告の方からは「原告費用」として 1 万円をいただいております。これは、裁判所へ納入する印紙代・切手代等となります。それとは別に、「40 年廃炉訴訟市民の会」への会員登録（会費 2,000 円/年）・カンパによって訴訟のご支援をいただきますようお願い申し上げます。2017 年度会費納入済みの方は、封筒の宛名に★印 がついています。

【デンジャラスくん通信 発行責任】

★老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会★

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2 丁目 18-22

三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内

TEL：080-9495-9414

E-mail：toold40citizens@gmail.com

HP：http://toold-40-takahama.com/people/

Facebook page：https://goo.gl/H6j31H

Twitter：https://twitter.com/toold40nagoya

TOOLD40@NAGOYA
老朽原発40年廃炉訴訟市民の会

デンジャラスくんNo.2 ミサイル

脱原発弁護団全国連絡会は「ミサイル攻撃の恐れに対し原発の運転停止を求める声明(2017 年 5 月 2 日)」を出しました。

【ゆうちょ銀行】

□座番号：00810-0-153748

□座名：40 年廃炉訴訟市民の会

（ヨンジュウネンハイロソショウシミンノカイ）

【他銀行から】

金融機関コード：9900 店番号：089 当座預金

店名：〇八九（ゼロハチキュウ店）

□座：0153748

※会員になって継続的にご支援ください。振込み票に、「入会申し込み」と明記し氏名・住所・電話番号のご記入があれば、会員登録されます。メールアドレスのある方はご記入ください。ホームページからも会員登録できます。メールマガジン等を配信します。